

■ 한국 음식물 쓰레기 재활용 사정

韓国 生ごみリサイクル事情

東アジア環境情報発伝所 廣瀬 稔也

日本でも人気の韓国料理ですが、一度にたくさんのおかずが並ぶため、ついつい食べ残しが多くなってしまいます。これは、お客様をもてなす時は、種類が豊富な料理を余ることを前提に、ふんだんに提供するという韓国の文化に基づいています。

お隣の国、韓国では、どのように大量の生ごみを処理しているのでしょうか。

■ 分別排出義務と埋立地への搬入禁止

韓国においてはその発生量の多さから、生ごみの処理は大きな課題となっていました。そこで、1996年に京畿道(キョンギド)儀旺市(ウイワンシ)での生ごみ堆肥化モデル事業を皮切りに、1997年には廃棄物管理法施行規則が改正され、韓国の全人口の約95%を占める144自治体を対象に、2005年1月1日から生ごみの分別排出義務と埋立地への生ごみの搬入が禁止されることになりました。さらに1998年には環境部、農林部、保健福祉部の3部(部は日本の省に相当)の共同で『生ごみリサイクル基本計画』を策定し、生ごみの減量化に取り組んできました。

現在では、全国に堆肥化施設89カ所、飼料化施設110カ所、一次発酵施設38カ所と合計237カ所の生ごみ資源化施設が主に自治体によって設置され(内、民間施設が160カ所)、1日に11,785トンの生ごみが処理されています。資源化センターの建設に当たっては、建設費の30%を国が補助しているそうです。

生ごみ埋め立て禁止法の他、生ごみのリサイクルでつくられる堆肥や飼料の品質を管理するために飼料管理法や堆肥肥料化管理法なども整備され、国だけでも年間817億ウォン(約60億円)の予算が使われています。

ただ、生ごみ資源化施設は悪臭が発生するため、近隣住民からの反対は激しいものがあります。ソウル東大門区(トンデムング)につくられた食物資源化施設の場合、区が地域住民や外部の専門家と一緒に食物資源化センターの立地を選定することを決めました。住民からの要求を受けて対策をとり、さらなる課題が出てくれば、また対策を考え…というプロセスを経て、最終的に住民の同意を得るまでに6年以上かかったそうです。また、自治体が廃棄物処理施設を建設した場合、地域住民向けに補償金を出すということも行われています。

また、資源化センターでつくられた堆肥や飼料の販売先の確保は、すべて自治体が行っています。ただ民間施設の場合、自治体からは製品1トン当たり8万ウォン(約5,800円)の補助金が支給され、農民が堆肥を購入する場合にも1袋(20kg)当たり1,000ウォン(約73円)の購入支援金が支給されます。

回 生ごみの出し方

韓国の市民は、生ごみを専用の袋もしくは専用の容器に入れて指定のごみ回収場所に出します。日本と同様に韓国でも自治体ごとにごみの分別・収集方法は異なりますが、紙やびん・缶などの資源化するものや有料のごみ袋に入った一般ごみが、それぞれ週に1回の回収に対し、生ごみは1日に1回または2日に1回とかなりの頻度での回収が行われています。

生ごみを出すに当たっては、これまた自治体ごとに金額も支払い方法も異なりますが、家庭や小規模事業者ごとに毎月1,000～3,000ウォン(約73～220円)を支払うことになっています。集められた生ごみを堆肥にするのか、飼料にするのかといったリサイクル方法も、自治体によって異なります。

なお生ごみを分別せずに、一般ごみと一緒に排出すると、回収されず罰金が課せられます。罰金は自治体ごとに違いますが、ある自治体では、住民が生ごみを分別せずに排出した場合、1回目は5万ウォン(約3,700円)、2回目は10万ウォン(約7,300円)、3回目は20万ウォン(約14,500円)の罰金が課せられます。

回 事業系食品廃棄物の場合

125m²以上のレストラン、100人以上の給食所、大型店舗(3,000m²以上)、観光宿泊業者などの大規模事業所は、飲食類廃棄物減量義務対象事業者と位置づけられ、自ら処理する場合には…① 加熱による乾燥を通じて、副産物の水分を25%未満に減量するか
② 発酵または発酵条件により堆肥化・飼料化または消滅化し、副産物の水分を40%未満に減量する…ことが義務付けされました。

専門業者に委託する場合には…①飲食物廃棄物をリサイクルする廃棄物処理業者、廃棄物リサイクル許可者または廃棄物施設設置・運営者に委託するか ②飲食物廃棄物を回収し家畜(反芻動物への供給は禁止)の餌または堆肥にリサイクルする業者だけに委託する…ことが義務となっており、2007年からは生ごみを処理せずに排出することが禁止されています。これに違反した場合は、違反行為の内容に応じて、3年以内の懲役または2,000万ウォン(約145万円)以下の罰金か、1,000万ウォン(約73万円)以下の過怠金が科されることになっています。

回 生ごみリサイクルの問題点

生ごみリサイクルが定着したといえる段階に入った韓国ですが、課題も多く残されています。もっとも大きな問題は、生ごみをリサイクルしてつくられる堆肥と飼料の過剰生産という問題です。これには生ごみリサイクルによる堆肥や飼料で育てられた農作物や家畜を消費者が好まないという傾向が背景にあり、多額の税金を投入してつくられた堆肥・飼料の消費が減っているそうです。

また飼料化・堆肥化施設の乱立による業者間の過剰な価格競争によって、処理費用が低下傾向にあり、それに伴い、製造される堆肥や飼料の品質の低下も懸念されています。

さらに、政府が生ごみを堆肥や飼料にリサイクルするというこれまでの方式から、バイオマスエネルギーとして活用する政策に転換したことで、堆肥化・飼料化施設が閉鎖の危機に直面するという新たな問題も発生しています。